



誘導区域図

(15 / 27)

行政区域
都市計画区域
市街化区域

都市機能誘導区域

□ 中心拠点
□ 地域拠点

居住誘導区域

■ 都心居住区域
■ 公共交通沿線居住区域
■ 居住環境形成区域

その他の市街化区域

■ 一般居住区域
■ その他市街化区域
■ その他の市街化区域
■ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
■ 土砂災害危険箇所
■ 特別利用地区
■ 地区計画のうち宅地の建築が制限されている区域、みつけ地区を除く工業地域、倉庫等の区域

0 100 300 500m
1:2500

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡市域都市計画図(1:2500, 1/10,000)を複製したものである。
(水印番号) 平成21年8月21日岩手県指令第8-5号

